【規程番号　神女大Ｖ－004】

単位認定に関する細則

第１条　単位履修の認定は科目受講終了後成績評価の結果合格の判定をもって決定する。

第２条　成績評価は、筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に評価し、最終評価（追試験・再試験を含む）とする。

第３条　成績評価は前期及び後期に行い、合格点をもって単位が認定される。ただし通年の学科目については後期末において全単位が認定される。

第４条　授業料その他の学納金を完納していなければならない。

第５条　単位認定の資格は履修届提出済の学科目に対し、授業出席回数が、授業回数の３分の２以上であること。授業出席回数が、授業回数の３分の２に満たない場合は当該科目「無資格」として発表する。

第６条　最終評価が不合格の場合は前期あるいは後期及び通年の不合格科目について再度受講を希望することができる。その場合は当該科目の次期開講期において、改めて履修登録をしなければならない。

第７条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 18 年度より適用する。

附　則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。